

**平成30年5月8日開催**

**第29回選挙管理委員会会議録**

**新潟市西区選挙管理委員会**

## 第29回 新潟市西区選挙管理委員会日程

### 第1 開会の宣言

### 第2 付議事項

- 議案第 1号 選挙人名簿登録の移替え延期について
- 議案第 2号 ポスター掲示場の設置場所について
- 議案第 3号 不在者投票事務を取り扱う場所について
- 議案第 4号 期日前投票所の設置について
- 議案第 5号 投票所の設置について
- 議案第 6号 氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時について

### 第3 閉会の宣言

## 第 29 回 新潟市西区選挙管理委員会会議録

開催日時 平成 30 年 5 月 8 日 午前 9 時

開催場所 新潟市西区役所 4 階 対策室

出席委員（4 人） 委員長 小林 進 職務代理者 大矢 一夫  
 委員 今井 浩 委員 福田 孝子

出席職員（4 人） 局長 真田 裕子 次長 川村 健雄  
 主幹 黒川 正憲 主査 小林 秀明

### 付議事項

付議事項	説明	質疑、意見・応答及び審議の結果
議案第 1 号 選挙人名簿登録の移替え延期について	公職選挙法施行令第 17 条第 1 号により規定されている、登録の移替えを行わない期間を平成 30 年 5 月 9 日から 6 月 10 日までとするもの。	（審議結果） 全委員異議がなかったため、原案のとおり決定した。
議案第 2 号 ポスター掲示場の設置場所について	公職選挙法施行令第 111 条に基づき、新潟県知事選挙のポスター掲示場を選定するもの。	（審議結果） 全委員異議がなかったため、原案のとおり決定した。
議案第 3 号 不在者投票事務を取り扱う場所について	新潟県知事選挙における不在者投票事務を、西区役所、西出張所、及び黒崎出張所の 3 箇所で行うことを定めたもの。	（審議結果） 全委員異議がなかったため、原案のとおり決定した。
議案第 4 号 期日前投票所の設置について	公職選挙法第 48 条の 2 第 6 項において準用する第 39 条に基づき、新潟県知事選挙における期日前投票所を西区役所、西出張所、及び黒崎出張所の 3 箇所で行うことを定めたもの。	（審議結果） 全委員異議がなかったため、原案のとおり決定した。

<p>議案第 5 号 投票所の設置について</p>	<p>西区管内の 35 箇所の投票所設置の提案をするもの。</p>	<p>(審議結果) 全委員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p>
<p>議案第 6 号 氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時について</p>	<p>公職選挙法第 175 条第 3 項に基づき、新潟県知事選挙における西区の投票所及び期日前投票所における候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所を西区役所とし、日時を 5 月 24 日午後 5 時 30 分からとするもの。</p>	<p>(審議結果) 全委員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p>

閉会時刻 午前 9 時 20 分